

I. 総則

1. 目的

この計画は、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という)及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2. 基本方針

この計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持及び感染拡大防止に努める。

②利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

③サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

3. 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下のとおりとする。

①自然災害及び感染症対策本部長:代表理事

②対策本部における職務

・緊急対応に関する意思決定

・関係各部署との窓口

・医療機関との連携

・関連機関、他施設、関連業者との連携

・感染防護具の管理、調達

4. ICTツールの活用

感染症及び自然災害発生時にも事業所以外で業務継続できるよう、以下のICTツールを活用する。

・ビデオ通話:Zoom

・クラウド型介護ソフト:ケア樹

・携帯電話:090-4806-5228

5. 研修・訓練の実施

①研修

この計画に基づき以下の研修を実施する。

ア) 入職時研修

・時期:入職時

・担当:管理者

・方法:BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を説明する。

イ) BCP研修(全員を対象)

・時期:年1回

・担当:管理者

・方法:BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

②訓練

この計画に基づき以下の訓練を実施する。

・時期:年1回

・担当:管理者

・方法:BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

6. BCPの検証・計画の見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

・地域の関係者とBCPに関する検討会を設置する。

・BCPに関する最新の動向を把握する。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

II. 感染症対策

1. 平常時からの備え

①体制構築・整備

- ・意思決定者及び担当者は、代表理事とする。
- ・感染症に伴う容態悪化により、業務継続が困難となった場合に備え、美咲町介護保険担当課との事前協議を行う。

②感染症防止に向けた取り組みの実施

- ・基本的な感染症対策（訪問時のマスク着用、手指消毒、手洗い、テレワーク等）の徹底
- ・厚生労働省、岡山県、美咲町及び周辺自治体のホームページから最新の情報を収集する。

③備蓄品の確保

- ・備蓄品リストを年1回確認し、不足分を補充する。

2. 初動対応

①対応主体

- ・代表理事を最高責任者とする。

②第一報

- ・感染疑い者が出した事実、本人の容態、感染前後の経緯等を確認する。
- ・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡、指示を受ける

③感染の疑いがある者への対応

ア) 利用者

・医療機関受診の支援

- ・サービスの必要性を検討する。本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

イ) 職員

・医療機関受診

- ・自宅待機指示（リモート勤務）

④感染者への対応

ア) 利用者

- ・通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止する。

- ・訪問系サービスに関しては、本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

イ) 職員

- ・療養期間が解除されるまで事業所への出勤を停止する。

- ・自宅療養、入院に関しては、保健所の指示に従う。

- ・自宅療養中も可能な範囲でリモート勤務を継続していく。

- ・容態の悪化により、事業継続が困難と判断した場合は、美咲町介護保険担当課との協議を行う。

ウ) 関係機関への連絡

- ・陽性結果について、美咲町介護保険担当課並びに周辺自治体および各サービス事業所に報告する。

3. 感染防止体制の確立

①保健所との連携

- ・感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。

②濃厚接触者への対応

ア) 利用者

- ・保健所とも相談し、生活に必要なサービスを確保、訪問介護等の必要性の再検討等を行う。

イ) 職員

- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。

- ・リモート勤務にて業務継続する。

③関係者との情報共有

- ・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。

III. 自然災害

1. 平常時からの備え

① 建物・設備の安全対策

- ・書庫の転倒防止のため、耐震ポールの設置及び柱への固定をする。
- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

② 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策

ア) 停電時の対策

- ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。

イ) 給水停止時の対策

- ・飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
- ・飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。
- ・対応策(削減策)生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」に使用する。

③ 通信機器が使用できない場合の対策

- ・被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、日頃からメールやチャット等の連絡手段で関係機関と連絡が取れる体制を構築していく。

④ システムが停止した場合の対策

- ・PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。
- ・電子データはローカルではなく、クラウド上で保存していく。
- ・個人情報の漏洩には注意しておく。

④ 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備蓄品は備蓄品リストを使用して、計画的に備蓄する。
- ・備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、定期的にメンテナンスを行い、備蓄品リストを見直す。

2. 緊急時の対応

① 業務継続計画(BCP)発動基準

ア) 地震

- ・津山圏域の地域において、最大震度6以上の地震が発生した場合。

イ) 水害

- ・津山圏域の地域において大型台風や大雨により吉井川の氾濫が見込まれる場合。

② 自身の安全の確保

- ・地震の場合、揺れが収まるまで頭を保護し待機する。その後、避難経路の確保、ガラス片等で受傷しないよう注意して移動する。

③ 利用者の安否確認

- ・関係機関、消防、警察等と連携を図りながら、利用者の安否確認を行う。
- ・「災害時利用者安否確認シート」にて利用者の安否確認を記録する。
- ・利用者の状況に応じて医療機関への搬送を要請する。

IV. 関係機関及び地域等との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して、事業所を取り巻く関係者との協力関係を日頃から構築しておく。